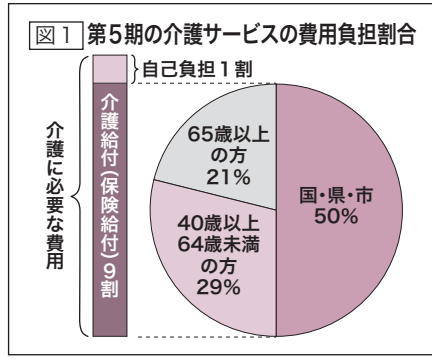


みんなで支える介護保険

介護保険制度では、介護に必要な費用の9割が保険給付されるため、被保険者本人(高齢者等)は、原則1割の自己負担で介護サービスを利用できます。

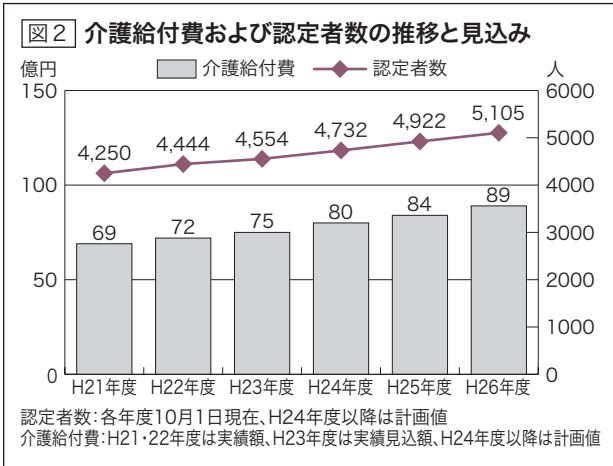
保険給付に必要な費用は、1号被保険者(65歳以上)と2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担する介護保険料と、国、県、市の公費でまかなわれています。(図1)



介護サービスの充実

高齢者の増加に伴い、介護や支援の必要な方(以下「認定者」という)も、年々増加しています。今後も認定者は、増加することが予想されます。

このため、介護が必要になっても安心して在宅で生活し



ていただけよう、介護サービス事業者と連携して訪問介護や通所介護、短期入所などの居宅介護サービスの充実を図ります。また、ご要望の多い特別養護老人ホームなどの施設を124床整備し、在宅での生活を継続することが困難な方の入所までの期間の短縮を図ります。

第5期介護保険料の基準月額額は5,350円に

認定者の増加に伴い、介護給付に必要な費用も毎年増加することが見込まれる(図2)ことにより、第5期介護保険料(基準月額)は5,350円となります。(基準月額)は5,350円となります。(図3)財政調整基金(家庭で言う貯金)などの取り崩しにより、保険料の上昇を抑えらるとともに、低所得者の負担軽減を図るため、保険料の所得段階を見直しました。(図4)

いきいきとした生活を介護予防事業などに参加して

加齢に伴い生活機能などは変化しますが、介護が必要になることを予防することが大切です。健康で生きがいを感じながら、日常生活を送ることができるよう、老人クラブ活動や高齢者健康教室、通所型介護予防事業などに積極的に参加しましょう。

問合せ 高年介護課 353178

平成24年度介護保険料仮算定のご案内を4月10日ころに発送します。納付にご協力くださいますようお願いいたします。

保険料段階	区分	H24~26年度	H21~23年度
第1段階	生活保護を受給している方	2,680円	2,400円
	老齢福祉年金を受給している方		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,890円	2,880円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3,750円	3,600円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		
第4段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4,010円	4,370円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		
第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4,870円	4,800円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		
第6段階(基準額)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,350円	4,800円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		
第7段階	合計所得金額が125万円未満の方	5,890円	5,180円
	合計所得金額が125万円以上250万円未満の方		
第8段階	合計所得金額が250万円以上500万円未満の方	6,960円	6,000円
	合計所得金額が500万円以上750万円未満の方		
第9段階	合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	9,100円	7,200円
	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		
第10段階	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	9,630円	7,200円
	合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方		
第11段階	合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	10,170円	7,200円
	合計所得金額が3,000万円以上3,500万円未満の方		

増額の要因	減額の要因
要介護(支援)認定者の増加による介護給付費の増加	安定化基金の取り崩し ▲77円
国の算定基準の変更に伴う第1号被保険者負担割合の増加 20% → 21%	財政調整基金の取り崩し ▲320円
介護サービスに対する報酬の改定 0.7%	
介護保険料軽減のための国補助制度の終了	
特別養護老人ホームなどの整備による介護給付費の増加	
第4期介護保険料基準月額 4,800円	第5期介護保険料基準月額 5,350円

介護報酬の改定がありました

介護サービスの自己負担が変更になることがありますので、詳しくは、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者にご確認ください。